

地球温暖化防止

マンションも省エネ義務化

マンション問題総合研究所理事長

喜田 大三

地球の温暖化

今年も暑い暑い夏でした。地球表面の気温が少しずつ上昇しているからです。世界の気温は、この一〇〇年間に1から1・5度高くなっています。このままだと、今後一〇〇年間に気温は約2度高くなると予測されています。

私達の体温が2度あがれば体調がおかしくなります。同じように、地球の温暖化は、自然界や人間生活に悪い影響をおよぼすと予想。既に異常気象、たとえば局所的なハリケーン・台風・豪雨・大洪水・酷暑・干ばつによって、自然生態、農業、産業、生活環境、健康・生命はひどい被害をうけています。

大気中の温室効果ガス

北半球の主として先進国は、人間活動に必要なエネル

ギーをえるため、石油・石炭・天然ガスなど化石燃料を大量に使用してきました。化石燃料をもちいた時にできる炭酸ガス(二酸化炭素)は温室効果ガスといわれ、温室のガラスと同じように、熱が地球の外に出ていくのをふせぐ性質をもっています。なお、メタン・フロンなども同様の性質をもっています。主たる温室効果ガスは炭酸ガスです。

1年間に、約240億トンの莫大な炭酸ガスを大気に放出し、最大放出国のアメリカからフランスまでの十一カ国で66%、残りの一八一カ国で34%です。北半球の主たる先進国が地球温暖化に大きな責任があると言えます。

温暖化防止の京都議定書

一九九七年、世界の約一七〇ヶ国が、地球温暖化防止の京都会議に参集しました。先進国が二〇〇八〜二〇一二年のあいだに九〇年を基準に温室効果ガスを削減する京都議定書を採択しました。

削減率は8%EU(欧州連合)・その他、7%アメリカ、6%日本・カナダなど。他の国は九〇年と同様、または開発途上国では増加可能。京都議定書は各国で次々と批准され、二〇〇五年二月十六日に発効されました。日本のガス排出量は一九九〇年に比べ6%減ですが、7%多い現状では排出量を13%削減して国際的な約束を守らねばなりません。今後、省エネに大いに努力すると共に、森林による炭酸ガス吸収や排出権取引なども活用するでしょう。

マンションの省エネ法

一九九八年、地球温暖化問題に因應するため、産業界では省エネ法(エネルギーの使用の合理化に関する法律、一九七九年施行)を改正し、省エネいかなければ炭酸ガス排

出削減に努力しています。

本年、国土交通省では、住宅・建築物分野の省エネ法の改正案を二〇〇五年三月十五日に国会へ提出し採択されました。

『住宅・建築物分野では、二、〇〇〇㎡以上の建築物に従来の非住宅だけでなく住宅を追加し、新築・増築に大規模修繕等を付け加え、省エネ措置の事項を所管行政庁に届出ることを義務づけました。省エネ措置が著しく不十分な場合には指示、公表。届出提出者は、省エネ措置に関する維持保全の状況を定期的に報告。維持保全の状況が著しく不十分な場合には、所管行政庁が勧告。』

マンション管理では、大規模修繕だけでなく増築・建替えなどの重要事業の際には、法律に従って省エネ措置を推進する義務があります。法律は、二〇〇六年四月一日に施行されますので、法律に係わる政省令を本年十二月までに整備中です。その情報がわかれば紙面や講習会などで公表する予定です。

ISO9001・14001に裏づけされた高品質な
工事と誠実なアフターケア環境にやさしい
リニューアルを提供します。



シンヨー・サンワテクノ株式会社
SINYO SANWA TECHNOS CORPORATION

本社 川崎市川崎区大川町8-1
TEL 044-366-4807(営業部)
FAX 044-366-4810
URL <http://www.sinyo.com>